

総務文教委員会記録

○開催日時

令和3年11月18日 午後1時29分～午後2時17分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 中 島 由美子
副委員長 屋 久 弘 文
委員 川 添 公 貴
委員 新 原 春 二
委員 森 永 靖 子

委員 徳 永 武 次
委員 坂 口 健 太
委員 山 元 剛
委員 山 中 真由美

○紹介議員（4人）

議員 宮 里 兼 実
議員 井 上 勝 博

議員 成 川 幸太郎
議員 犬 井 美 香

○事務局職員

議会事務局長 道 場 益 男
課 長 代 理 前 門 宏 之

主幹兼議事グループ長 上 川 雄 之

○審査事件等

- ・ 請願第5号 平成29年（2017年）10月23日（月）、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する調査についての請願
-

△開 会

○委員長（中島由美子） それでは、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、1名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合は、委員長において随時許可します。

△請願第5号 平成29年（2017年）

10月23日（月）県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する調査についての請願

○委員長（中島由美子） それでは、請願第5号平成29年（2017年）10月23日（月）、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する調査についての請願を議題とします。

本請願は、9月定例会最終日に本委員会に付託され、請願文書表については既に配付してありましたので、朗読は省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、本日、紹介議員の出席を得ておりますが、本日は、紹介議員からの説明と紹介議員への質疑のみを行うこととし、自由討議を含め本請願の取扱いについては、別途、審査を進めてはどうかと考えております。

なお、本日は当局の出席は求めておりません。ついては、そのように進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

それでは、紹介議員の宮里議員、井上議員、成川議員、犬井議員に本請願の趣旨等について説明を求めますので、正面の席に着席をお願いします。

〔紹介議員が紹介議員席へ着席〕

○委員長（中島由美子） では、あらかじめ紹

介議員に申し上げます。紹介議員は、説明と答弁はできますが、自己の意見は述べることはできませんので、御承知おきください。

それでは、ただいまから、本請願に関して紹介議員に説明を求めることとします。

まず、宮里議員に説明を求めます。

○紹介議員（宮里兼実） 今までいろんな陳情・請願が出されておりましたけれども、この件について平成29年度、30年度でも、この件に関しては終了したという意見も出されておりましたけれども……

○委員長（中島由美子） すいません、ちょっと聞き取りにくいので、しっかりマイクに向けて語ってもらえますか。

ここで、傍聴が一人ありましたので許可をいたします。

○紹介議員（宮里兼実） ありましたが、いろいろこれまでに請願・陳情が出されておりましたけれども、その内容を見てみますと、いろんな分からない、これまでに分からないことが、その都度、その都度上がってきておりましたので。

それに対して私のほうからは、市の予算執行に当たって、当該案件については競争入札が適当であると考えておりますが、地方自治法施行令第167条の第1項各号の規定に該当すれば随意契約することができることになっておりますが、当該随意契約はどの号を根拠にしたものかをお尋ねしたいと思っております。

○委員長（中島由美子） 次に、井上議員に説明を求めます。

○紹介議員（井上勝博） ありがとうございます。私が紹介議員になった理由は、なぜ薩摩川内市教育委員会がうそをついているのかを知りたいと思ったからです。信頼できる証言では、事故を起こしたバスと水引中学校定刻の16時40分とともに発車しましたとあります。バスの事故は少なくとも16時40分の後に起こっています。

それなのに平成31年3月14日の総務文教委員会教育総務課長は、「23日は小学校15時20分に出発しました。それで小学校から寄田まで行きますので大体20分ぐらいかかります。その回送中に事故をしたということでありまして。それでその頃、電話が参りました。下校をどうしましょうかということでしたので、下校というのは

今度は23日の16時40分に水引を出なきゃいけないんです。時間的には3時から4時の間であった。」と答弁されています。

明らかに教育総務課長はうそをついています。事故は16時40分の後に起こったのに、15時40分頃に事故の電話をもらったと言っています。なぜうその答弁をしたのか、その理由は不明ですが、これをもって教育委員会とこのバス会社の癒着は明らかだと思います。

さらに、事故を起こしたバスの修理費用の問題です。事故車両修繕完了報告書では、修理代は54万9,590円となっていますが、これは虚偽報告です。板金塗装で85万8,254円、部品代で97万円で合計およそ180万円かかっています。その証拠の書類の写しも持っていますが、委員の方々に証拠として提出したいのですが、委員長のご許可をお願いしたいと思います。

○委員長（中島由美子）皆さんにお諮りします。今の証拠書類を皆さんに配付するべきかどうか御意見を聞かせください。

〔「配付」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、配付をしたいと思います。

○紹介議員（井上勝博）すいません、これしかないの、事務局にコピーをさせていただいていいですか。

○委員長（中島由美子）自分でコピーをしないといけないそうです。

○紹介議員（井上勝博）では、今ちょっと待ってもらっていいですか。

○委員長（中島由美子）ちょっと待ってよろしいですか。（発言する者あり）では、準備をしようと思ったら。また、後で。

○紹介議員（井上勝博）いや、受け取ってくれないかなと思って。

○委員長（中島由美子）そんなことはないと思いますけど。

○紹介議員（井上勝博）では、いいですか。少し時間を頂いて。

○委員長（中島由美子）では、その後でもくださいませんか。

○紹介議員（井上勝博）あ、後で。

○委員長（中島由美子）はい、どうぞ。

○紹介議員（井上勝博）また、このバス会社

の提出した顛末書には「保険適用なし」とされており。なぜでしょうか。多額の修理費がかかったにもかかわらず、保険適用しなかった理由を教育委員会はたずねることが必要ではないでしょうか。

そもそもスクールバス事故が、車庫でなく公道で起こったということを指摘した人がおり、そのことが事実であることが確認されました。その指摘をした同じ人が会社のうそと薩摩川内市の癒着を告発しているのですから、私は信用できると思います。議会は行政の監視役としての役割を果たすべきだと思います。

一部に、スクールバス事故は過去のことであって済んだことという方もいらっしゃいますが、このバス会社は今もスクールバスを委託されている会社であり、市と癒着して行政がゆがめられているとしたら重大だと考えます。真相の解明は不可避だと思っています。

○委員長（中島由美子）次に、成川議員に説明を求めます。

○紹介議員（成川幸太郎）今日はこのような機会を頂きありがとうございます。

私が、今回この請願書の紹介議員となりましたのは、平成31年3月14日に開催された総務文教委員会でのスクールバス事故に関する審査の中で、委員外議員として質問させていただきました中で納得のいかない部分があり、翌日教育部長にも直接お尋ねをいたしました。それでもなかなかすっきりしないでしたところに、新たな証言、文書等を目にし、できることなら市民の問い合わせに対して堂々と説明できるような結果を出すべきではないかと思っていました。

当時の総務文教委員会では「事故現場が実際とは異なっていたということで説明を受け、謝罪を受けました」との報告があり、場所についての間違いは報告されました。ところが、訂正された報告書と最初の報告書では場所の訂正だけではなく事故発生時刻の訂正もなされていましたが、当局の報告の中にはそれは含まれていませんでした。

そこで、委員外議員の質問の際、事故発生時刻が午後2時頃から午後3時30分頃に変わっていることを尋ねましたら、先ほど井上議員が読まれたような答弁で、「小学校を15時20分に出発し、大体20分くらいかかって、その回送中

に事故をしたということで、そのころ電話が参りました」と回答されました。

しかしながら、その後開示されました市の公文書「スクールバス（鹿児島２００あ４９４）の破損に関すること」によりますと、「事故発生日、平成２９年１０月２９日月曜日午後２時頃」となっています。この公文書が今も生きているのであれば、この２時頃の事故についての連絡は、いつ誰に報告されたのか、教育委員会としては明確にすべきだと思いますし、総務文教委員会の中で場所の訂正だけが報告され、同じように重要な時間の訂正というものが報告がなされなかった理由も示していただきたいと思います。

また、この公文書はこのままなのか、３時頃に訂正されているわけですけど、そのまま訂正をされるのか、同じようにこのことについても明確に当局はすべきだというふうに思っています。

また、事故時間につきましても、当時の教育総務課長は、「２３日は、小学校を１５時２０分に出発しました。それで小学校から寄田まで行きますので大体２０分ぐらいかかります。その回送中に事故をしたということであります」、そして「時間的には３時から４時の間であったということは、ほぼ間違いないと私どもは考えております」と答えています。

ところが、平成３１年３月１３日の読売新聞には、「同社や市教委によると、同社のバスは、２０１７年１０月２３日午後６時頃、市内の県道を走行中、道路沿いの電柱に衝突した」と記載されているがとの問いに、当局は「私どもは、その新聞にそういうことを言ったことはございません」とのことでした。

しかし、その後、令和２年９月１日付で、宣誓書という形で市長宛へ、事故時間に関する証言をされていらっしゃる方がいらっしゃいます。その方の証言によりますと、「事故日時は平成２９年１０月２３日午後５時３０分頃発生、場所、寄田と聞いております」とされ、当日の１６時４０分発の第２便では、ともに発車したとされています。

当局におかれましては、このことについても、事業者もしくは中学校を通じて運行記録等により確認を行っていただきたいと思いますし、また、この住所、氏名を名乗って証言をされている方の話を委員会でも直接聞いていただき、委員会とし

ての審査を行っていただければというふうに思っているところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子） 次に、犬井議員に説明を求めます。

○紹介議員（犬井美香） 今、３名の紹介議員のほうからもありましたように、私が今度本請願書の紹介議員になった理由としましても、薩摩川内市所有のバスを無償貸付して運行業務を委託しているこのスクールバスにあって、市所有の財産が傷つけられているにもかかわらず確認のやり方というのに疑問を覚えたからです。

特にスクールバス運行業委託仕様書の中にも、主な装備品としてドライブレコーダーというものが明記されているんですけども、その画像を見て確認したということとはなかったようです。

このドライブレコーダーというのは、急ブレーキをかけたりとか少し衝撃があったりすると緊急のバックアップというもので上書きされないものとして保存されるということもあるようですので、その辺りをきちんと確認さえしておけば、このように混乱することなかったのかなというふうに私は考えています。

いずれにしても、少し不明確なことがたくさんあるような気がしますので、やはり再調査という関係者を呼んできちんとまた話を聞くという手順はすごく必要だと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子） それでは、ただいま紹介議員の説明がありましたが、これより紹介議員に対する質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） ４名の方、お疲れさまでございます。今、お話を聞きまして、まず請願書の前段の部分なんですけども、「薩摩川内市教育委員会とこのバス会社に強い癒着があり」、強い癒着があり、その次には、「スクールバス事業者を通して公金が不当に流れ」、公金が不当に流れ、「市民の財産が食い潰されたことを見逃すことはできない」というふうに書かれ方をされていますね。

あと６項目、７項目あるんですが、前文の中でこの癒着、強い癒着と公金の不正の流れ、これがもう限定をされているわけです。これについての証拠がそこにありますか。まず、それから行きま

しょう。

○委員長（中島由美子） どなたか。

○紹介議員（井上勝博） 証拠ということと言われると、証言があります——あ、宣誓書がありますね。それは同じ、当時スクールバスを同じコースでバスを運行されていた方が、同じ16時40分に出発したということを証言されているわけです。そうすると教育委員会は、16時40分前に事故が起こったと、そして電話をもらったというふうに言っているわけですから、事故が起こる前に教育委員会は電話をもらったということになって、全く矛盾して、これは私は教育委員会がうそをついたと断定していいと思います。

なぜ、じゃ、うそをつくのかと。それはこのバス会社と口裏を合わせたというふうにしか考えられません。このバス会社を守るためだというふうに考えられます。そのことを指して癒着があるというふうに私は思います。

同時になぜ、その癒着関係というのはほかにあるのかと言われると、いろいろと様々な疑いがあります。その一つがやはりこの修理費用の問題もありますし、あとは疑いですが、いろいろな疑いがあるというふうに思っております。

まず、うそをついたということははっきりしているというふうに思いますので、癒着関係があるというふうに断定されていてもおかしくないと思っております。

それから、公金が不当に流れ、市民の財産が食い潰されたことを見逃すことはできませんということについては、これは請願者によりますと、競争入札のときと随意契約のときの価格が大きく違っていると。競争入札のときにはかなり低い価格で落札しているにもかかわらず、翌年の随意契約では高い価格で随意契約がされていると。これどういうことかということについては、これは解明しなきゃいけないと思いますけれども、私はこれ一つ取ってもこのバス会社に有利なように契約をしたというふうに考えられますので、公金が不当に流れたというふうに表現があってもおかしくないと思っております。

○委員長（中島由美子） では、ほかの3名の方をお願いします。

○紹介議員（成川幸太郎） 今の入札のことについては、どうしても競争入札でその低い金額が

あったときに、随意契約になった途端に1.5倍に膨れ上がったというのは、やはり理解しがたいものがあります。もし同じ価格で、その前に競争入札で捉えた金額が当然随意契約で想定されたときはそうないんでしょうけども、随意契約という中で、もう本人の思うがままになるところでということされたというのは、今、井上議員が言われるようなことがあったと捉えても不思議じゃないんじゃないかなと。

一つは、やはりおかしいなと思うのは、私は時間の件、事故から1年ぐらいたった後に時間の変更があったり、入札のときになって入札に参加された方が事実を暴いて場所の変更もされたということがあったというのは、何かしら行政が本当に知らずにそれで済ませてたんだろうか、何かしら関係があったんじゃないかと思っても致し方ないだろうということで、私自身も疑問に思うところに対して請願者に紹介議員になるということで受けたわけでございます。

○委員長（中島由美子） あと二人。

○紹介議員（犬井美香） 私はこの随意契約の中で、金額がそうやって違っている、先ほど井上議員が言われたようなところ、部分もとても気にはなるんですけども、そこが何があったのかというところと、あと随意契約に至った経緯というのが一点気になってはいます。

契約までの期間がなくて随意契約になったというお話も聞いてはいるんですけども、一方ではそのぐらいの期間を要しなくても、本当はきちんとナンバー交換とかもできたような話もちょうと聞いたので、その辺りがなぜ随意契約に至ったのかということも少し疑問な点は一点あります。

公金のところは、ちょっと私も金額の差というところで気にはなっていますが、癒着だとかそういうことではなくて、なぜそういうふうになっているのかということのをきちんと解明していく必要はあると思っています。

○紹介議員（宮里兼実） この随意契約の件なんですけど、これは平成31年3月14日の総務文教委員会で、当時、教育総務課長がこの随意契約に対してのことに答弁をされておりますが。このバスは、全然新しい議員の方は分かっているんじゃないと思いますけれども、平成29年度に新車で導入したバスを30年度は緑ナンバーに替

えていると、このナンバー切替えに時間がかかって、1か月ぐらいの時間を要したということで随意契約という形を取ったんだという答弁をされておりますけれども、このナンバー変更というのはそんな1か月もかかるようなものではございません。

私の場合は、バスとは違ってトラックですけれども、もう1週間もかからないぐらいでナンバー変更は今ではできます。それを1か月ぐらいの時間を要したために随意契約と。随意契約ということは、ほかの業者もいらっしゃいますので、やはりそういう方々にも一応連絡を取ってすべきじゃないかなと。

だから、先ほど井上議員のほうからもいろいろありますけれども、それこそもう私にとりましても、これは完全なる癒着としか考えられないわけでございますので、そういったところを、なぜそんな1か月もナンバー変更にかかったのかというようなことでございますので、私もそういう、もう全てこのバス会社オンリーの教育委員会のやり方ではないかなというふうに思っております。

○委員（新原春二） ありがとうございます。それぞれ強い癒着があったということで、ここに記載をされているわけです。そういう意味では、これを議会に出されたわけですので、議会が今後これがあったのかなかったのかということで判別をしないといけないわけですが、もしそれがなかった場合について、反対側の、例えば、ある会社が訴訟を起こされるという場面も恐らく想定はされるんですよね。そうした場合に、ここが起点になるものですから、お話を伺いをしたところで。

だから、これは当然我々今まで受けた説明しか聞いてないわけで、今、それぞれ4方、この間の経緯を含めてお話があって、癒着と公金の流れということでお話があったんですけれども、その後、4名の、今、紹介議員は、そういう疑問があったときに教育委員会に打診、打診というか質問とか、そういうものをされましたか。その結果でこれが出てきたんですか、それだけ教えて。

○紹介議員（成川幸太郎） 当時と現在の教育部長と教育総務課長とも話をしました。私の今先ほど申し上げました疑問点というのは全て話をした。ただ、どうしてもその中でも、うーんと

思うような返事しか返ってきてないんで、その場合は私のあくまでも1対1の個人的な話合いでかなりませんので、やはりこういう総務文教委員会の中で、それが本当であるのかどうかを定めていただければいいと思って、こういう紹介議員になって総務文教委員会の審査にお願いするということで、結局今回紹介議員になりました。

○委員長（中島由美子） ほかに。

○紹介議員（井上勝博） 私は、先ほど申し上げました平成31年3月14日の総務文教委員会において、会社側がうそをついている可能性もあるのに、それでいいのかというふうに問いただし、事実経過を詳しく説明するようにというふうに言っております。しかし、その後、時系列的な事実経過とかいうものを提示されたことはありませんし、教育委員会としてはもう答えられないという答弁でした。

それで、処分は1か月の入札指名停止です。指名停止処分ということは、会社がうそをついているか、うそをついてないか関係ないんだという答弁もされておまして、そんなことがあるのかと、私はそれでもう教育委員会にはそれで聞いたと思っております。

○紹介議員（犬井美香） 私も一応このスクールバスの事故の件に関しては、私が議員になる前からの話なので、ちょっときちんと聞きたいということで、教育総務課のほうにも行ってお聞きしました。

ただ、今の教育総務課の方々も、もう替わっていらっしゃったり当時の方とは違ったので、恐らくという話で事故現場のことも含め、車庫の中だったからそういうドライブレコーダーの確認までしなかったというような話がありました。けれども、その後にきちんと事故の場所も違ったという報告もあったので、やはり確認の在り方も含めなんですけど、少しそうやって、なぜ事故の場所を虚偽の報告というかしたのかという部分も含め調べる必要はあると感じています。

○紹介議員（宮里兼実） もう15年ぐらい前になるんですけれども、ある業者さんから入札に参加したと。したけれども、うちが一番安い価格を出しましたが、このバス会社に決まりましたということ聞いたもんですから、私が教育総務課に電話をし、入札というのはどういうふうになっ

ているのかということで聞きましたら、教育部長と二人で私の会社まで出向いてきて、いろいろ私と話をしたんですけれども。

部長いわく「入札価格で一番安いところに、入札金額が安かったからといって、そこをぜひとも使うあれはございません」と部長が言いましたので、それであつたらもう一応、悪い言葉ですけれども、裏で決まっとったんじゃないかと。もう、だから、一応市民に対してのための入札であつても、裏でそういうふうに決まっておったんじゃないかということも申しましたけれども、それには返事は、回答はありませんでしたが。だから、もうそういうのであれば、入札はもうやめたほうがいいんじゃないかと、ということも私も言いました。

我々も私も運送業ですけれども、いろんな荷主さんからは、そういう見積書ですけれども、我々のは、入札と似たようなものですけれども、そこがその金額が一番安かったところを荷主さんは使うようにされておりますが。ですから部長が申しましたのは、「安いからそこを使わないといけないうことではないんです」という部長の発言がありましたので、それだったら入札というのはするなと、もうせんほうがいいんじゃないのということを申しました。ですから、もうその時点から恐らくそういうようなことに、悪く言えば、裏ではもうずっと決まっておるような状況じゃなかったかなというふうに私は思っております。

ですから、3名の方々からもいろいろお話がありますように、そういう癒着という言葉が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。委員の皆さんもどういうふうに考えられたか。

ですから、この陳情書やら請願書が上がって、恐らく議長にも上がって、まず議長に上がって議会事務局に上がってくるわけですから、本当ならそういう中身も委員の方々も、そういうのを見ていろいろこれまでに検討されたことがあるのかと。私が思っていることは、そういうようなことでございます。

○委員（新原春二）請願者は、もう一回よく勉強してくださいよ。請願について意見は述べられないというふうになっているんですよね。そういうのはやっぱり整理をしたほうがいいと思います。

もちろんこれが癒着があつたとなれば、これは

民事訴訟になります。公金 flowed というのは刑事事件になってきます。そういう意味ではかなり重いものです。今日は癒着、公金の流れというのがきちんと数字を上げて証拠が出ていないということを確認をしました。

もう一点、平成29年に事故があつて、それ以降顛末書が出て、そして処分が出ているということについて、認識はありますか。

○委員長（中島由美子）どなたか。

○紹介議員（成川幸太郎）処分が出て、そのときはあつたんですけど、ただ時間として、市として公文書に残ったのが3時30分ということで（「出ていいるか、出ていないかだけでよい」と呼ぶ者あり）あ、え、顛末書の……

○委員（新原春二）出ているということを確認……

○紹介議員（成川幸太郎）それはもうしてます。

○委員（新原春二）それだけでいいです。

皆さんどうですか。

○委員長（中島由美子）ほかの方はどうですか。

○紹介議員（井上勝博）顛末書が出ているのは知っていますし、実際資料として持っています。

○紹介議員（宮里兼実）私も知ってます。

○委員（新原春二）私の質問を終わります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。よろしいですか。言いたい方いませんか。

では、2点ほどお尋ねします。

先ほどから癒着とかいろいろ出ているんですけど、先ほどもあつたように、平成31年3月14日の総務文教委員会では、当時の教育部長が委員が言われたバス会社と教育委員会と不透明な関係があるということについては、我々には一切そういうことはございませんので、この発言は取り消していただきたいと強く言っておられるんですが、そのことについてはどのように認識されているかお尋ねします。

○紹介議員（井上勝博）不透明なことが当局が答弁されておりますけれども、一方で16時40分に一緒に出たという証言もあると。これは宣誓書という形で出されたものが、もしうそだったら大変なことになりますよね。やっぱり私は、そういう証言があるということから、当局はうそ

をついているというふうにしか考えられません。

○紹介議員（成川幸太郎）今のその時点では、そういうことを言われて当時の総務文教委員会では認められたんでしょうけども、その後、やはり時間が食い違うという新たな事実として証明される方が出てきたということでは、もう一回確認をする必要があるんじゃないかなというふうには思っています。

○紹介議員（宮里兼実）私もそう思っている。平成29年10月23日の事故報告が出されておりますけれども、それも過去の委員会でもいろいろ議論になりましたけれども、委員の皆さんも委員以外の議員からもいろいろ質問がなされておりましたけれども、委員ではない我々議員には決定権はないわけでございますけれども、委員の皆さんが当局の説明に納得されて終わったと、もうこの件に関しては終わったというような状況にあったと私は思っております。

その後いろいろと、またこの陳情、請願はいろんな方々からこの事故に応じて話がございましたので、これは何とかもうちょっと真剣審査をしたで終わったではすまないかと、もうちょっと真剣に教育委員会と、この委員会でももうちょっと突っ込んだ意見を聞かなければいけないんじゃないかなという思いで、今までまいったわけでございます。そういうことです。

○紹介議員（犬井美香）当局は不透明な点がないというのを証明するためにも、確認が必要だと思っています。

○委員長（中島由美子）では、もう一点ですが、請願文書表4行目に、「早急に調査頂き、回答頂くよう請願する」とあります。この調査というのは百条調査なのか、所管事務調査なのかということで、百条調査だとすれば陳情は否決されておりますので、同じような陳情、請願をしたことになるということになるんですが、その辺りのお考えをお聞かせください。

○紹介議員（成川幸太郎）これについては、百条委員会の設置はもう否決されていますので、今回は委員会審査でお願いしたいということで考えています。

○紹介議員（井上勝博）委員会審査をお願いしたいと思います。

○紹介議員（宮里兼実）はい、私も一緒です。

○紹介議員（犬井美香）同じく委員会審査でお願いいたします。

○委員長（中島由美子）そうなりますと、所管事務調査となるんですが、本市においては、所管事務については、意見、要望について、委員長報告で報告するという取扱いになっており、調査報告書なるものを、もって――調査報告書をつかって、回答するようなことはしておりませんので、そのことを分かった上で回答せよと、または報告書を作成せよという請願なのか、報告書をつくるのであれば、やはり百条調査を委員会で行うことと変わらないと考えるんですが、その辺りの考えはいかがでしょうか。

○紹介議員（成川幸太郎）決まりどおりでいいと思います。

○委員長（中島由美子）ん。

○紹介議員（成川幸太郎）決まっているとおりでいいと思います。

○委員長（中島由美子）決まっているとおりということは、報告書はない状態でよろしいんですか。

○紹介議員（成川幸太郎）委員長報告でちゃんと報告頂ければいいと思います。

○紹介議員（井上勝博）成川議員と一緒にです。

○紹介議員（宮里兼実）同じと言いたいんですけれども、もう一つ言わせていただければ、百条委員会も否決されたんですが、それに代わるような調査はされる考えはないのか。

ただ、今隣の2名は委員長報告でということでございましたけれども、どうでしょう。

○委員長（中島由美子）そこは、質問は受けられないので、はい、答えられません。

〔「委員長質問にこっちが答えないといけないのに、こっちから逆質問で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）よろしいですか、もういいですか。

○紹介議員（宮里兼実）はい、もういいです。二人に合わせます。

○紹介議員（犬井美香）私も決まっていることということであれば、もうそれに従うしかないとは思っています。

ただ、十分委員会の中でも審議というかしていただければと思います。

○委員長（中島由美子）陳情で百条調査の必

要が適当でないと決定しておりますので、百条調査にも満たない権限しかないわけです、所管事務調査は。それでもよろしいということで判断してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 皆さん、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、ほかに皆さんからありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） よろしいですね。いいですか、それで。本当にいいんですね。

では、紹介議員に対する質疑は、以上で終了いたします。紹介議員の皆様には、本委員会に出席していただきありがとうございました。元の席にお戻りください。

〔紹介議員が委員外の議員席へ着席〕

○委員長（中島由美子） それでは、本日の審査はここまでといたします。

各委員におかれましては、自由討議に向けて、意見を整理しておいていただきますようお願いします。

それでは、請願第5号の審査を一時中止いたします。

△閉 会

○委員長（中島由美子） 以上で、本日の総務文教委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

請願文書表

受 理 番 号	請願第 5 号	受理年月日	令和 3 年 8 月 3 0 日
件 名	平成 2 9 年（2 0 1 7 年）1 0 月 2 3 日（月）県道 4 3 号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する調査についての請願		
請 願 者	薩摩川内市御陵下町 5 3 6 0 番地 9 成塚 朝康 外 4 名		
紹 介 議 員	宮里 兼実、井上 勝博、成川 幸太郎、犬井 美香		
要 旨			
私たちは、地元バス会社に勤務していた者として、当時の薩摩川内市教育委員会とこのバス会社には強い癒着があり、スクールバス事業を通し、公金が不当に流れ、市民の財産が食い潰されたことを見逃すことはできない。 納税義務を果たす市民のために、下記 7 項目について、早急に調査いただき、回答いただくよう請願する。			
記			
1 事故場所について、開示された市の公文書「スクールバス（鹿 2 0 0 あ 4 9 4）の破損に関すること」によると、事故発生日は「平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日（月）午後 2 時頃」西方町の営業所車庫内となっているが、顛末書では事故時刻は、午後 3 時 3 0 分頃に、場所は久見崎町の県道に変わっている。そうであるならば、午後 2 時頃の事故というのは、誰がいつ（日時）連絡を受け、誰に報告したのか明確にされたい。 2 このスクールバスを貸与する際の文書には、装備品の中にドライブレコーダーも明記されているが、事故当初において、なぜドライブレコーダーの記録の提出を求めなかったのか。また、「事故報告後に、当時の職員が西方の現場に行った。」との教育委員会の職員の証言もあり、この当時の職員はドライブレコーダーを含め現場写真等、また、物損事故を起こした運転手及び運行管理者に対して、どのような確認、聞き取りをしたのか明確にされたい。 3 事故時刻については「午後 3 時 3 0 分頃」とされているが、水引中学校発午後 4 時 4 0 分には、この車両は損傷なく出発している。当局は、事業者、水引中学校を通じて確認をしたのか。（午後 5 時 3 0 分頃に、湯田・西方コース運転手は、事故を起こした運転手から「事故を起こしたため、午後 5 時 4 0 分の出発に遅れる電話が入った。」と証言。また当日、東郷小学校スクールバスの運転手にも「午後 5 時 5 0 分頃に寄田で木に当たって事故をした。」と電話が入っている。この東郷小学校の運転手は、「午後 5 時 3 0 分に帰庫したが、事故車両は帰ってきていなかった。」と証言。この 2 人の証言者の確認も必要） 事故を起こした運転手の再聴取をお願いします。 4 修理代金は、平成 3 0 年 2 月 1 日の報告で 5 4 9, 5 9 0 円（見積額 5 4 7, 4 3 0 円）となっているが、板金塗装で 8 5 8, 2 5 4 円、破損した部品代およそ 9 7 0, 0 0 0 円（消費税別）相当額の修理代金であるが、実際に市の財産であるバスにどの程度の損害があったのか再調査されたい。（事故を起こした運転手は、「修理代金は 1 7 0 万円から 1 8 0 万円かかったとこのバス会社職員から聞いた。」と証言している。） 5 市の公文書「スクールバスの破損に関すること」では、破損の状況で修理見積額 5 4 7, 4 3 0 円となっている。 この車両を貸与するのに際しての文書によると、1 0）経費負担の項では、「見積額 5 0 万円以上の大規模修理等については、修理着手前に協議するものとする。」となっているが、この協議はなされたのか。協議がなされたとすれば、いつ、どこで、誰が行ったのか明確にされたい。 6 市の予算執行に当たって、当該案件については、通常なら競争入札であるが、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項各号の規定に該当すれば、随意契約することができることになっている。平成 3 0 年度の随意契約（寄田・滄浪コース）は何号を根拠としたものか。 ちなみに、平成 3 0 年度の随意契約金額は 1 0, 2 6 0, 0 0 0 円。平成 2 9 年度入札金額は 6, 6 6 9, 0 0 0 円。この 3, 5 9 1, 0 0 0 円の随意契約での増額についての根拠と、支出負担行為書（執行伺）は誰の指示で起案して、決裁はどのようにしたのか。このことも明確にされたい。 私たちの手元にある資料では、平成 3 0 年度は、平成 3 0 年 3 月 1 2 日に随意契約に係る起票と決裁がなされている。担当者からグループ長、課長代理、課長、部長の決裁印もある。競争入札は平成 3 0 年 3 月 2 8 日に実施された。このコースは競争入札前に 3, 5 9 1, 0 0 0 円増額でこのバス会社に決定していた。利益供与の疑いもあり、この経過も明確にされたい。また、当時の教育総務課長は、平成 3 1 年 3 月 1 4 日の総務文教委員会で委員の質問に対して、「平成 3 0 年度は予算が最終日に決まり、4 月 1 日から中学校の部活があり、入札をする時間がなかった。ナンバーを変える時間がなかった。」と答えているが、このコースは最初から 2 社のバス会社へは連絡がなかった。 7 4 点目、5 点目の真偽を確認する上で、重要な資料として自動車保険の使用があるが、事故を起こした運転手は、平成 3 1 年 2 月 1 4 日に新聞社の取材に対して、「保険を使った。」と話しており、正確			

な市有財産の損害状況を把握する意味からも、市として最低限の確認はすべきではないか。市民として保険会社への照会を求める。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 中 島 由 美 子